省令

○総務省令第六十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月十一日

総務大臣　野田　聖子

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（免許を要しない無線局） **第六条**　［略］ ［2・3　略］ 4　法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一～四　略］ 五　一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの、一、八九五・六一六MHz以上一、九〇四・二五六MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六MHz及び一、八九五・六一六MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたもの又は一、八九七・四MHz、一、八九九・一MHz、一、八九九・二MHz若しくは一、九〇一MHzの周波数の電波を使用し、空中線電力が二四〇ミリワット以下であつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの（以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。） ［六～十　略］ （登録の対象とする無線局） **第十六条**　法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一～八　略］ 九　設備規則第四十九条の三十四に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動局 十　［略］ ［削る］ （登録局の無線設備の規格） **第十七条**　法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。 ［一～八　略］	（免許を要しない無線局） **第六条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一～四　同上］ 五　一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの又は一、八九五・六一六MHz以上一、九〇二・五二八MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六MHz及び一、八九五・六一六MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたものを使用し、空中線電力が〇・〇一ワット以下であつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの（以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。） ［六～十　同上］ （登録の対象とする無線局） **第十六条**　［同上］ ［一～八　同上］ ［新設］ 九　［同上］ 十　設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局 （登録局の無線設備の規格） **第十七条**　［同上］ ［一～八　同上］